

労働者  ●面接指導等を受けましょう。

※時間外・休日労働時間が月45時間を超えたら・・・

事業者  ●健康への配慮が必要な者が面接指導等の措置の対象となるよう基準を設定し、面接指導等を実施することが望まれます。必要と認める場合は、適切な事後措置を実施することが望まれます。

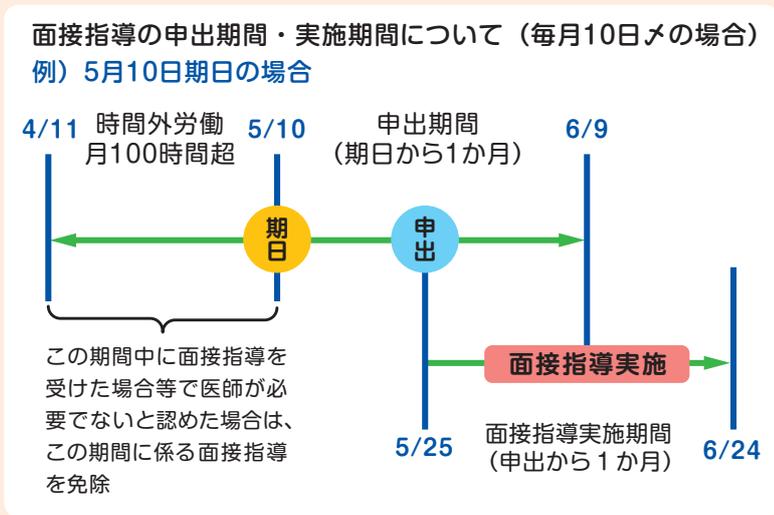
## 2 時間外・休日労働時間の算定・申出の手続き

$$1 \text{ か月の時間外・休日労働時間数} = 1 \text{ か月の総労働時間数} - (\text{計算期間1か月間の総暦日数} / 7) \times 40$$

$$1 \text{ か月の総労働時間数} = \text{労働時間数 (所定労働時間数)} + \text{延長時間数 (時間外労働時間数)} + \text{休日労働時間数}$$

- ➡時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければなりません。例)賃金締切日とする。
- ➡専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制適用労働者は、使用者が健康・福祉確保措置を行うに当たって把握している「労働時間の状況」を基に事業場毎に取り決めた方法により算定します。
- ➡管理・監督者等は、労働者自らが「時間外・休日労働時間が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる」と判断し、申出があった場合に面接指導を実施します。

面接指導に係る申出の様式例



労働安全衛生法第66条の8の  
面接指導に係る申出書

平成〇年〇月〇日

事業者 職氏名 殿

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は労働安全衛生規則第52条の2第1項に定める者に該当する者として、下記のとおり面接指導を受けることを希望します。

記

1. 面接指導を受ける医師 (いずれかにチェック)

会社が指定する医師

自分が希望する医師

2. 面接指導を受ける日時

平成 年 月 日 時～ 時又は

平成 年 月 (初・中・下旬)

3. 面接指導を実施するにあたり配慮を求める事項

➡申出は書面や電子メール等の記録が残るものとします (様式例参照)。

## 3 医師からの意見聴取・面接指導の結果の記録

- ➡事業者は、面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません。
- ➡医師の意見聴取は、面接指導を実施した医師から面接指導の結果の報告に併せて行うことが適当です。
- ➡面接指導の結果の記録は、面接指導を実施した医師からの報告をそのまま保存することで足ります。

## 4

### 事後措置の実施の際に留意すべき事項

- ➔ 事業者は、医師の意見を勘案して、必要と認める場合は適切な措置を実施しなければなりません。
- ➔ 面接指導により労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、必要に応じて精神科医等と連携をしつつ対応を図りましょう。
- ➔ 特にメンタルヘルス不調に関して、面接指導の結果、労働者に対し不利益な取扱いをしてはならないことに留意しましょう。

## 5

### 事業場で定める必要な措置に係る基準の策定

- ➔ 事業場で定める基準の策定は、衛生委員会等における調査審議の内容を踏まえて決定するとともに、長時間労働に係る医学的知見を考慮し、以下の点に十分留意しましょう。
- 時間外・休日労働が月100時間超及び2～6月平均で月80時間超の労働者について、すべての労働者に面接指導を実施するよう基準の策定に努めること。
- 時間外・休日労働が月45時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるように基準を設定することが望ましいこと。

- 例1) 時間外・休日労働時間が1月当たり45時間を超える労働者で産業医が必要と認めた者には、面接指導を実施する。  
例2) 時間外・休日労働時間が1月当たり45時間を超える労働者に係る作業環境、労働時間等の情報を産業医等に提供し、事業場における健康管理について事業者が助言指導を受ける。

## 6

### 面接指導等の実施に当たって

- ➔ 月80時間超の時間外・休日労働をさせた事業場又はそのおそれのある事業場等においては、衛生委員会等で調査審議のうえ、以下の①～③を図りましょう。調査審議の際は、申出を行うことによる不利益取扱いの防止など、申出がしやすい環境となるよう配慮しましょう。
  - ① 労働者が自己の労働時間数を確認できる仕組みの整備
  - ② 申出様式の作成、申出窓口の設定など申出手続を行うための体制の整備
  - ③ 労働者に対する体制の周知
- ➔ 面接指導を実施する医師は、産業医や産業医の要件を備えた医師等が望ましいものです。
  - ➔ 面接指導の実施の事務に従事した者には、その実施に関して守秘義務が課せられます。
  - ➔ 派遣労働者への面接指導は、派遣元事業者を実施義務が課せられます。
  - ➔ 時間外・休日労働が月100時間超の労働者全員に対して面接指導を実施する場合は、事業者は対象者全員に面接指導の実施の通知等を行い、労働者が申込みを行ったことなどをもって申出を行ったものとみなします。